

## 猪名川町コミュニティバス有料広告掲載取扱要領

令和7年9月1日

要領第85号

(趣旨)

第1条 この要領は、猪名川町（以下「町」という。）と阪急バス株式会社が委託契約により運行する猪名川町コミュニティバス（以下「ふれあいバス」という。）に掲載する有料広告について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 ふれあいバスへの広告の掲載は、町の財源確保及び民間企業等との協働による地域経済の活性化を目指すことを目的として行うものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 ふれあいバスに掲載できる広告は、町の公共交通としての品位、公共性及び公益性を妨げない法人又は個人事業主が営む事業に関するものであって、かつ、住民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (2) 法令等の規定に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 町の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 町の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (5) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 特定の政党又は政治団体の利益になると認められるもの
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
- (8) 人権侵害や差別を助長するおそれのあるもの
- (9) 交通事故の誘発その他交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (10) 色彩やデザインが美観を損なうおそれのあるもの
- (11) その他町長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 ふれあいバスへの広告の掲載申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）及び広告主は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員、同条第6号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (2) 税金の滞納がないこと（町内事業者等は町税を滞納していないこと、町外事業者等は国税を滞納していないこと）。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

（広告の種類及び掲載数）

第4条 ふれあいバスの広告の種類及び掲載数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の種類 中吊り広告
- (2) 掲載数 1台当たり4枚×3台（予備車を含む。）

2 広告の掲載位置は、町長が決定する。

（広告の規格等）

第5条 広告の規格、掲載位置及び掲載料金は、別表に掲げるものとする。ただし、公益上その他町長が必要と認めた広告の掲載料金については、免除することができる。

（掲載の期間等）

第6条 掲載の期間は、1月を単位とし、連続して掲載することができる期間は最長で掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 同一の広告主が複数枚の掲載を申し込む場合の掲載の期間は、前項の規定によらず最長で連続4月までとする。ただし、その他の申込みがなく、掲載数に空きが生じる場合は、掲載の期間を更新することができる。

（広告掲載の申込み）

第7条 申込者は、猪名川町コミュニティバス有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 掲出する広告案
- (2) 申込者及び広告主の業務内容等が分かるもの
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 納税証明書（町内事業者等は町税が未納でないことの証明書、町外事業者等は国税が未納でないことの証明書）
- (5) 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3月以内のもの）

2 前項の申込書提出締切りは、ふれあいバスへの掲載希望日より30日前とする。

(広告掲載決定等)

第8条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、猪名川町コミュニティバス有料広告掲載許可（不許可）決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に広告の修正を求めることができる。

3 前項の修正に係る費用については、申込者の負担とする。

(広告掲載料金の納入)

第9条 広告掲載決定後、申込者は、町の発行する納付書により町長が指定する期日までに掲載料金を一括して前納しなければならない。

(広告掲載料金の還付)

第10条 広告掲載料金の還付は行わない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合については、この限りでない。

2 前項の規定により還付を行わないものには、広告掲載車両の車検、修繕等に係る期間を含むものとする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料金には、利子を付さない。

(広告掲載許可の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、申込者への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき。

(2) 第8条第2項の規定による広告内容等の修正指示に従わないとき。

(3) 申込者又は広告主が町の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(4) 申込者又は広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(6) 広告内容に虚偽の記載があったとき。

(7) その他ふれあいバスへの広告掲載が適当でないと町長が判断したとき。

(広告の掲載方法)

第12条 広告掲載許可の決定を受けた申込者は、掲載しようとする広告（原稿を含む。）

を自己の負担により作成し、指定期日までに町に提出しなければならない。この場合において、ふれあいバスへの広告については、町が掲載することとし、申込者がバス車体への直接掲載は行わないこととする。

- 2 第三者による広告の毀損、盗難、遺失等については、町の責に帰すべきことが明らかでない場合を除き、町はその責任を負わない。この場合において、申込者の負担により、再度、広告を作成し掲出できるものとする。

(広告の撤去)

第13条 広告掲載期間が終了した場合及び第11条の広告掲載許可の取消しを行った場合は、町が広告を撤去し、破棄の上、処分するものとする。

(広告の修復)

第14条 ふれあいバスに広告を掲載した後に、ふれあいバスの運行に伴う事故等により広告が毀損し、又は破損したときは、町が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、町が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(広告掲載の募集)

第15条 広告掲載の募集は随時募集で、先着順とする。ただし、掲載希望者が募集枠に満たないときは、町が企業等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(申込者の責任)

第16条 広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	規格	掲載位置	掲載料金
中吊り広告	B3サイズ縦364mm×横515mm （上下各15mmは枠により隠れるものとする）の範囲に掲載する内容で、うち 広告上部又は下部に縦25mm×横210mm以上の大きさの枠に黒字のゴシック体で「猪名川町ふれあいバス有料広告」と申込者の費用及び責により記載されたもの。 ・コート紙135kg程度を推奨	車内広告枠	2,000円/月 （消費税相当額を含む。）

備考

- 1 掲載料金はふれあいバス車両3台（予備車を含む。）に各1枚ずつ広告を掲載する場合の合計金額。車両台数が1～2台の掲載を希望する場合も減額は行わず、1月当たりの金額を納付するものとする。
- 2 申込者の申請により月の途中から掲載する場合であっても、掲載料金の日割り計算は行わず、1月当たりの金額を納付するものとする。
- 3 町の発行する納付書により町長が指定する期日までに掲載料金を一括して前納しなければならない。